

令和6年度

技能検定の受検料を減免します！

山梨県では

ものづくり産業を支える若者を支援 します。

2級・3級の令和6年度技能検定実技試験を受検する
23歳未満の在学に対して、最大 9,000 円 の受検料
減免を行います。

実技試験受検料

12,100 円



3,100 円

最大 9,000 円の減免

◆減免申請方法:「技能検定受検申請書」の「減免申請」欄にご記入ください。

◆主な対象者:県内の高校生、大学生、宝石美術専門学校生、産業技術短期大学生となります。

※詳しい対象者は下記をご確認ください。

対象者

- ①公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校で、職業訓練を受けている者
- ②職業訓練施設で認定職業訓練を受けている者（短期間の訓練課程の認定職業訓練を除く）
- ③高校生、特別支援学校生、大学生など各種学校に在学する者

〈注意〉

- ・山梨県内に在住又は在学の在校生に限ります
- ・試験実施年度の4月1日において23歳未満の者が対象です
- ・受検申請時に雇用保険被保険者である場合は対象になりません
- ・令和6年度技能検定の2級又は3級の技能検定実技試験に限る

問合せ先

労政人材育成課 人材育成担当 電話:055-223-1566